

儲かる経営と 失敗しない販路開拓

成熟社会において中小企業が今後さらに成長していくためには、限られた経営資源をより効果的・効率的に活用していく必要があります。また、新事業や新サービスを展開していく上では、顧客の視点でニーズを見極め販売までを意識したビジネスプランを策定していくことが求められます。

本セミナーにおいては、「**どうすればもっと儲けられるか**」、「**新事業を成功させるために事前に検討しておくべきことは何か**」などについて、具体的事例も交えて取り組みのポイントをお伝えするほか、経営基盤改善、販路開拓などをテーマとした個別相談会や生産性向上のためのIT導入をサポートする支援施策の紹介も行います。

日時 ▶ **令和元年8月1日(木)**
14:00 ~ 18:00 (受付13:30~)

会場 ▶ **会津若松ワシントンホテル2階 双鶴**
(会津若松市白虎町201)



セミナー定員:50名

プログラム

支援策紹介	14:00~15:00	経営に役立つIT活用のススメ 他
セミナー①	15:00~16:00	儲かる経営「計画経営」の実践と事例
セミナー②	16:00~17:00	失敗しない販路開拓・新商品開発の実践と事例
個別相談会	17:10~18:00	テーマ①経営基盤改善②販路開拓③経営課題全般 ※1社20分程度/事前予約制(定員6社)

対象 ▶ 中小企業・小規模事業者、行政機関、商工団体等

主催 ▶ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構) 東北本部

共催 ▶ 会津若松市、会津若松商工会議所、会津信用金庫、会津商工信用組合、会津産業ネットワークフォーラム

後援 ▶ 福島県よろず支援拠点

お申し込みは セミナー、個別相談会とも事前申し込みにより先着順で受け付けさせていただきます。
参加ご希望の方は、右記QRコードか下記URLにアクセスのうえ専用フォームからか、又は裏面の参加申込書に必要事項を記入の上FAXにてお申込ください。

URL: https://www.smrj.go.jp/regional_hq/tohoku/event/2019/akn4gh0000002zwc.html



お問い合わせは

中小機構東北本部 連携支援課
仙台市青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル6階



022-399-9058

参加申込書

中小企業成長応援セミナー 8月1日(木) 開催 儲かる経営と失敗しない販路開拓

中小機構 東北本部連携支援課 まで



FAX 022-716-1752

令和元年 月 日

会社名	ふりがな		支店 事業所		
所在地	〒 -				
代表TEL	F A X				
連絡担当者名	E - m a i l				
業種 (該当するものに○印をつけてください)	1.建設業 2.製造業 3.情報通信業 4.運輸業 5.卸売業 6.小売業 7.金融・保険業 8.不動産業 9.飲食店・宿泊業 10.医療・福祉 11.サービス業 12.その他具体的に()				
主要取扱品	創	業	西暦 年 月	資本金 万円	従業員数 人

★セミナーの参加は、1企業3名様までとさせていただきます。

★セミナー終了後、質問・相談会(6社限定)を開催いたします。ご希望の方は相談ご希望のテーマに○をつけてください。

★質問・相談会は1企業1テーマとさせていただきます。

★セミナー、質問・相談会とも、先着順で定員になり次第締め切ります。

ふりがな 参加者氏名	役職名	年齢	性別	個別相談会(テーマ)		
				経営基盤 改善 (植松講師)	販路開拓 (後藤講師)	ビジネスの 悩み全般 (福島県よろ ず支援拠点)
			男・女			
			男・女			
			男・女			

～セミナー講師紹介～

講演①: 儲かる経営「計画経営」の実践と事例

植松 正人(うえまつ まさと) 中小企業基盤整備機構東北本部 中小企業支援アドバイザー

大手電機メーカーシステムエンジニア、会計事務所勤務を経て植松診断士事務所開業。

「新たなビジネスステージへの伴走者」を使命とし、事業者と共に「理解し合う」「考え抜く」「目標を明確にする」「行動へ落とし込む」「結果を見つめる」「改善する」を重視した支援に注力、多くの「前向き元気企業」を生み出している。

講演②: 失敗しない販路開拓・新商品開発の実践と事例

後藤 淳(ごとう あつし) 中小企業基盤整備機構関東本部 中小企業支援アドバイザー

AV機器メーカーにて6年間国内営業部門を経験したのち、20年間商品企画・マーケティング部門に在籍し、プロダクトマネージャーとして国内外の商品企画開発に数多く携わる。

2009年経営コンサルタントとして独立し、中小ものづくり製造業を中心に商品企画・開発や販路開拓コンサルティングに従事している。

《個人情報の保護》個人情報保護法に定義されます個人情報に該当する情報については、主催者で実施する事業で使用させていただきます。当該個人情報の第三者(業務委託先を除く)への提供または開示はいたしません。ただし、お客様の同意がある場合および、法令に基づき要請された場合については、当該個人情報を提供できるものといたします。